

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年6月 30 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600058号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600032号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成3年12月31日)及び取得年月日(平成4年6月1日)の記録を取り消し、平成3年12月から平成4年5月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成3年12月31日から平成4年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年12月31日から平成4年6月1日まで

私は、請求期間についてもA社に継続して勤務していたので、請求期間が厚生年金保険被保険者でないことに納得できない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、雇用保険の加入記録により、平成2年11月1日から請求期間を含む平成5年4月23日まで継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、平成3年12月31日に厚生年金保険被保険者資格(以下「被保険者資格」という。)を喪失し、平成4年6月1日に被保険者資格を再取得している。

一方、A社に係るオンライン記録により、平成4年6月8日付けで、請求者を含む44人の被保険者資格の記録が平成3年12月31日に遡って喪失処理されている上、同じく平成4年6月8日付けで、請求期間中に被保険者資格を取得した10人の被保険者資格の記録が取得取消処理されていることも確認できる。

また、A社に係るオンライン記録により、前述の平成4年6月8日付け被保険者資格の記録が喪失処理又は取得取消処理された54人のうちの50人は、同年6月4日付けで、同年6月1日に被保険者資格を取得(再取得を含む。)していることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間当時に健康保険証が切り替わったことについて、A社の事業主から、社会保険料の滞納が相当額あり、管轄社会保険事務所(当時)の担当者と話し合ったと

ころ、従業員の加入記録を削減することで、滞納分の埋め合わせをしたと聞いた旨陳述している上、請求者の元同僚は、請求期間当時は、バブル崩壊後で同社が資金難であった記憶がある旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年6月4日付けで行われた被保険者資格の取得処理並びに同年6月8日付けで遡って行われた被保険者資格の喪失処理及び取得取消処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について、平成3年12月31日に被保険者資格を喪失し、平成4年6月1日に被保険者資格を再取得する合理的な理由はなく、当該被保険者資格の喪失及び再取得に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における資格喪失年月日（平成3年12月31日）及び資格取得年月日（平成4年6月1日）の記録を取り消すことが必要である。

また、平成3年12月から平成4年5月までの標準報酬月額については、平成3年11月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600061号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1600010号

第1 結論

昭和58年10月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年10月から昭和61年3月まで

私は、昭和58年9月頃にA銀行B支店に国民年金保険料預金口座振替依頼書を提出し、請求期間の国民年金保険料については、夫の口座から口座振替により納付していたはずである。当該期間の保険料に係る口座振替の記載がある夫の預金通帳の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求者の夫名義の預金通帳の写しには、昭和58年12月31日から昭和61年2月28日までの間において、ほぼ定期的に一人分の国民年金保険料が口座振替により納付されていることが確認できる。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳及び請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求者は、昭和58年4月20日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失してから昭和61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまでの間に、国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が確認できない上、これらの資格記録はオンライン記録と一致していることから、請求期間については、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、上記被保険者名簿の国民年金保険料口座振替開始欄には何も記載がなく、ほかに請求者から、請求期間の保険料について、口座振替の手続が行われた形跡が見当たらない上、請求者の母親は、請求期間を含む昭和39年12月から昭和61年3月まで国民年金に加入しており、オンライン記録により保険料の納付年月が確認できる昭和59年4月から昭和61年3月までの期間に係る母親の保険料納付記録は、上記の預金通帳により確認できる保険料の口座振替記録と一致していることから、当該口座から口座振替により納付されている保険料は、請求者の母親のものである可能性が考えられる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索を行った結果、請求期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600010号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和8年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年9月26日から昭和36年1月30日まで

私は、請求期間についても、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者の記録が、昭和35年7月26日から同年9月26日までとなっていることに納得できない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間直前の昭和35年7月26日から同年9月26日まで、A社において厚生年金保険の被保険者となっていることがオンライン記録により確認できるところ、請求期間当時の業務に関しても具体的に記憶している。

しかしながら、A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚に照会したが、請求者の請求期間における勤務実態を裏付ける回答を得ることができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でない上、当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。